



# 寒川町災害廃棄物処理計画

令和2年3月  
寒川町



## 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 基本的事項	2
2.1 計画の位置づけ	2
2.2 災害廃棄物処理の基本方針	3
2.3 処理主体	4
2.4 発災前後の対応	5
1) 平常時（発災前）の対応	5
2) 発災後の対応	5
2.5 平常時のごみ及びし尿処理フロー	10
1) ごみ処理	10
2) し尿処理	11
2.6 対象とする災害	12
1) 地震災害	12
2) 水害	14
2.7 災害時に発生する廃棄物	18
2.8 組織体制・指揮命令系統	21
1) 組織体制及び業務内容	21
2) 人員の確保	24
2.9 支援・受援	25
1) 県内外での協力・支援体制	25
2) 支援要請の順位	26
3) 支援要請の方法	28
4) 受援体制	35
2.10 情報収集	39
1) 情報収集の項目	39
2) 情報収集の方法	39
2.11 町民等への広報	40
1) 広報事項	40
2) 町民への情報提供	40
3) ボランティアへの情報提供	41
4) 事業者への情報提供	41

第3章 災害廃棄物の処理	42
3. 1 災害廃棄物の処理フロー	42
3. 2 被害想定及び災害廃棄物等発生量	43
1) 災害廃棄物等発生量	43
3. 3 既存廃棄物処理施設の処理可能量	47
1) 処理フロー	47
2) 処理対象物	48
3) 一般廃棄物処理施設での処理可能量	49
4) 県内産業廃棄物処理施設での処理可能量	51
5) 広域処理（他市町村及び県外）	54
3. 4 収集・運搬	55
1) 災害廃棄物の収集・運搬	55
2) 収集・運搬車両台数の推計	56
3) 運搬車両の確保	58
4) 収集運搬ルートを検討	58
3. 5 仮置場の検討	60
1) 仮置場設置・運営の基本的事項	60
2) 仮置場の検討	61
3. 6 一次仮置場の検討	62
1) 一次仮置場候補地の選定	62
2) 一次仮置場の候補地	63
3) 一次仮置場の配置	65
4) 町内の公園を利用した場合	66
3. 7 二次仮置場（仮設処理施設）の検討	68
1) 二次仮置場の配置	68
2) 地域防災計画における仮置場	69
3) 青少年広場（最終処分場跡地）を利用した場合	69
3. 8 仮置場の維持管理・復旧	72
1) 仮置場の運用	72
2) 仮置場での分別・区分及び処理方法	72
3) 仮置場のモニタリング	76
4) 仮置場の復旧	79
3. 9 生活系ごみ及びし尿処理	80
1) 生活系ごみ処理	80
2) し尿の処理	84

3. 10 損壊家屋等の調査・撤去 .....	93
1) 損壊家屋の撤去 .....	93
2) 損壊家屋の調査 .....	94
3. 11 その他の留意事項 .....	96
1) 災害廃棄物の処理について .....	96
2) 石綿（アスベスト）廃棄物の処理について .....	99
3) PCB含有廃棄物の処理 .....	101
4) 感染性廃棄物の処理 .....	102
5) 貴重品・思い出の品の取扱い .....	103
3. 12 処理スケジュールと進捗管理 .....	104
3. 13 災害補助金 .....	105
<b>第4章 課題・問題点の整理、計画の見直し .....</b>	<b>107</b>
4. 1 災害廃棄物処理における課題・問題点の整理 .....	107
4. 2 計画の見直し .....	107
<b>第5章 事前の備え .....</b>	<b>108</b>
5. 1 庁内の組織・人員体制の構築 .....	108
5. 2 関係機関等との体制の構築 .....	108
5. 3 廃棄物処理施設の防災対策 .....	109
5. 4 職員への研修・訓練計画 .....	109
5. 5 町民等への啓発・広報 .....	110
<b>資料編</b>	
1. 1 新粗大ごみ処理施設の処理可能量について .....	1
1. 2 県内産業廃棄物処理施設での処理可能量の推計方法 .....	5



## 第1章 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震などをはじめ、近年、広範囲に多くの被害をもたらす、ライフラインや交通の途絶など社会に大きな影響を与える震災が頻発しています。また、震災以外にも平成29年7月に発生した九州北部豪雨や平成27年9月に発生した関東・東北豪雨などの局地的大雨から甚大な被害をもたらす風水害も頻発しています。これらの大規模災害の発生時には、建築物やインフラ等への被害によるがれき類等の廃棄物や避難所から発生する生活ごみやし尿等により、一時的に莫大な災害廃棄物が発生します。これらについて適正かつ迅速に処理するため平常時から処理の体制や緊急事態への対応方法の検討を行う等、事前の備えが求められています。

国では、東日本大震災から得られた経験や知見を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に平成26年3月に「災害廃棄物対策指針（以降、「国対策指針」という。）」を制定しました。その後、発生した熊本地震等から得られた経験や知見を反映させて、平成30年3月に同指針を改訂しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が平成27年7月に改正され、さらに廃棄物処理法に基づく基本方針が平成28年1月に変更され、都道府県廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び都道府県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定されました。

神奈川県では、「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱（神奈川県、平成8年3月）」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針（神奈川県、平成21年8月改訂）」を廃止し、新しく平成29年3月に県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

以上のことから、町においても「寒川町災害廃棄物処理計画（以降、「本計画」という。）」を策定します。本計画は、今後、発災時に町で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定めるものであり、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興に資することを目的とします。

なお、本計画は前提条件となる「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」や「寒川町地域防災計画」等が見直された場合や訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合、状況の変化に合わせて随時見直しを行います。

## 第2章 基本的事項

### 2.1 計画の位置づけ

本計画は、国対策指針に基づき、「神奈川県地域防災計画」や「神奈川県災害廃棄物処理計画」、「寒川町地域防災計画」との整合をとりつつ、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するために策定します。図 2-1 に本計画の位置付けを示します。

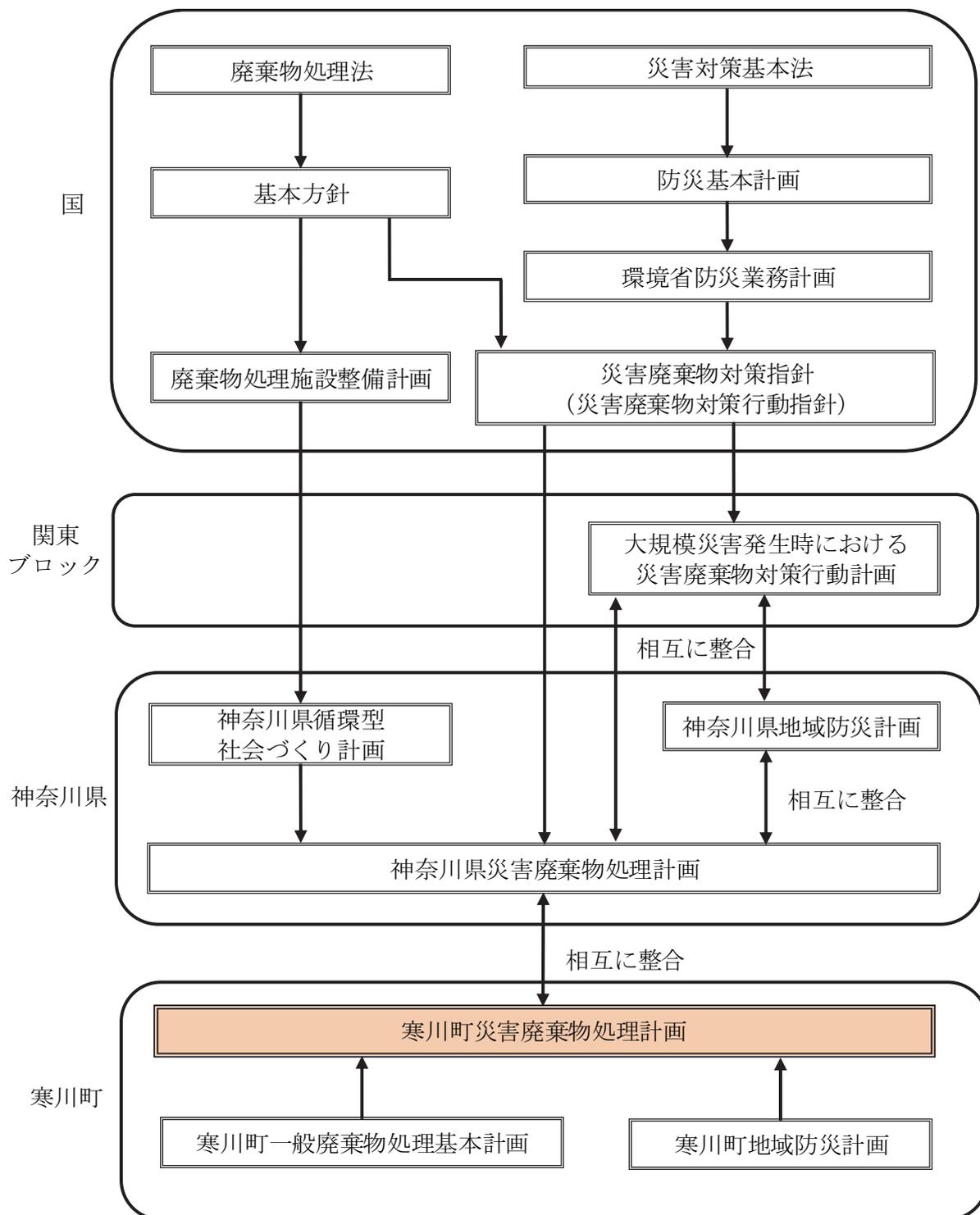


図 2-1 本計画の位置付け

## 2. 2 災害廃棄物処理の基本方針

表 2-1 のように災害廃棄物の処理に関する基本方針を定めます。

表 2-1 災害廃棄物処理基本方針

① 計画的な処理
大規模災害が発生した場合は発災後 3 年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、適正かつ効率的な災害廃棄物処理を実施
② 生活環境の保全
災害廃棄物処理時の騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止
③ 安全な処理
被災地での収集作業や災害廃棄物を処理する現場等では、作業員の安全を確保するため、二次災害の発生や危険物の混入がないような管理を実施
④ リサイクル・減量化の推進
災害廃棄物を可能な限り分別・選別して資源物は資源化し、資源化の促進及び最終処分場の埋立量の削減を実施
⑤ 関係機関との連携
国、県、他市町村、民間事業者団体等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備

## 2. 3 処理主体

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 49 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）により、一般廃棄物に区別されることから、基本的には町が処理の責任を担います。

しかし、災害廃棄物量が多く町で処理が困難な場合は、近隣市町村との広域処理や神奈川県や国に事務委託を行い災害廃棄物の処理を行います。

表 2-2 に各主体の役割を示します。損壊家屋等の撤去は、原則として所有者が実施します。ただし、倒壊等の二次災害の起因となる場合は、町と損壊家屋の所有者が協議・調整の上、町が必要に応じて、撤去を実施する場合があります。

表 2-2 各主体の役割

主体	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に係る情報提供や技術的支援を実施</li> <li>・事務委託を受けて災害廃棄物処理を代行</li> <li>・財政支援を実施</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に係る情報提供や技術的支援を実施</li> <li>・町と協議し、災害廃棄物処理実行計画を作成または支援</li> <li>・事務委託を受けて災害廃棄物処理を代行</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の適正かつ円滑な処理</li> <li>・災害時の避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の処理</li> <li>・仮置場や仮設処理施設用地の選定や既存処理施設における災害廃棄物の受入れに係る町民との調整</li> <li>・災害廃棄物に関する情報提供</li> <li>・損壊家屋等の撤去を必要に応じて代行</li> <li>・県と協議し、災害廃棄物処理実行計画を策定</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後に出される情報に基づき、生活ごみを分別する等の適切な排出</li> <li>・仮置場への災害廃棄物等の分別や排出など、ルールに従った排出</li> <li>・災害廃棄物の適正かつ円滑な処理への協力</li> <li>・ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外への排出を自重</li> <li>・損壊家屋等の撤去</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後に出される情報に基づき、事業系一般廃棄物を適切に排出</li> <li>・産業廃棄物を適切に処理</li> <li>・災害廃棄物の適正かつ円滑な処理への協力</li> <li>・有害廃棄物や処理困難な廃棄物の主体的な処理</li> <li>・ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外への排出を自重</li> </ul>

## 2. 4 発災前後の対応

### 1) 平常時（発災前）の対応

平常時（発災前）の対応は、発災に備えて災害廃棄物の処理方法や仮置き等について情報を収集・更新し、職員の研修・訓練や組織体制の整備、廃棄物処理施設の防災対策等を行います。また、町民や事業者にも発災時の対応について啓発を行います。これらを平常時から取り組み、発災時に速やかに適切な対応をとることができるようにします。

表 2-3 平常時の特徴と対応事項

項目	内容
対応事項	① 災害廃棄物の処理方法や仮置き等について情報の収集・更新 ② 処理体制、応急対応、協力支援体制等の整備 ③ 仮置場の選定・確保、運営方法の検討 ④ 職員の研修・訓練 ⑤ 町民や事業者への啓発 ⑥ 廃棄物処理施設の防災対策、資機材備蓄、事業継続計画の見直し

### 2) 発災後の対応

発災後の対応は、時系列的に求められる役割があり、それぞれの時期区分に応じた対応を行います。

#### (1) 災害応急対応初動期

発災から数日間人命救助が優先される時期です。この時期に災害廃棄物処理の組織体制の構築、被害状況の把握、必要資機材の確保、一次仮置場の開設等を行います。また、優先して撤去が必要な災害廃棄物の処理を行います。なお、避難所が開設された場合は支援物資の搬送や仮設トイレの設置を行います。

表 2-4 災害応急対応初動期の特徴と対応事項

項目	内容
特徴	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等）
対応事項	① 正確な被害情報の収集・伝達・把握 ② 職員の安否確認と災害廃棄物処理体制の構築 ③ 町民や事業者へ廃棄物の処理に関する広報の実施 ④ 一次仮置場の環境モニタリングの実施 ⑤ 一次仮置場の開設、必要資機材の調達 ⑥ 腐敗性廃棄物等の優先撤去 ⑦ 避難所等へ支援物資の搬送 ⑧ 避難ごみ、避難所の収集運搬の実施 ⑨ 仮設トイレの設置、収集運搬の実施 ⑩ 廃棄物処理施設の被害状況の把握と安全性の確認 ⑪ 協力支援先等への連絡と支援体制の確立

## (2) 災害応急対応（前半）

発災後の数日間から2週間程度までの期間であり、被災者の避難所生活が本格化する時期にあります。災害廃棄物に関しては優先的な処理が必要な災害廃棄物の処理を行います。

表 2-5 災害対応（前半）の特徴と対応事項

項目	内容
特徴	避難所生活が本格化する時期（優先的な処理が必要な災害廃棄物の処理）
対応事項	① 災害廃棄物発生量の推計・把握 ② 既存施設での処理可能量の推計 ③ 災害廃棄物処理実行計画の作成 ④ 倒壊家屋の優先撤去 ⑤ 産業廃棄物処理事業者や他市町村等の処理手続きの実施 ⑥ 廃棄物処理に関する広報の実施 ⑦ 有害廃棄物の処理 ⑧ 二次仮置場の選定、必要資機材の調達

## (3) 災害応急対応（後半）

発災後の2週間程度から3ヵ月までの期間であり、電気やガス、道路等のライフラインが回復する時期となっています。災害廃棄物に関しては二次仮置場を開設し、本格的に処理を開始する時期にあります。

表 2-6 災害対応（後半）の特徴と対応事項

項目	内容
特徴	ライフラインが回復する時期（本格的な災害廃棄物の処理）
対応事項	① 本格的な災害廃棄物の処理の実施 ② 二次仮置場の開設・環境モニタリングの実施 ③ 広域処理する際の輸送体制の確立 ④ 広域処理の実施 ⑤ 補助金交付申請書等の作成 ⑥ 損壊家屋の撤去相談の受付

#### (4) 復旧期

発災後の3ヵ月程度から1年程度の期間であり、電気や道路等のライフラインの復旧作業が進み、避難所も徐々に解消する時期にあります。災害廃棄物に関しては本格的な処理を継続して行い、一次仮置場の復旧・返却を行います。復旧に向けての迅速かつ適正な処理に移行できるように、以下の事項について対応を進めます。

表 2-7 復旧期の特徴と対応事項

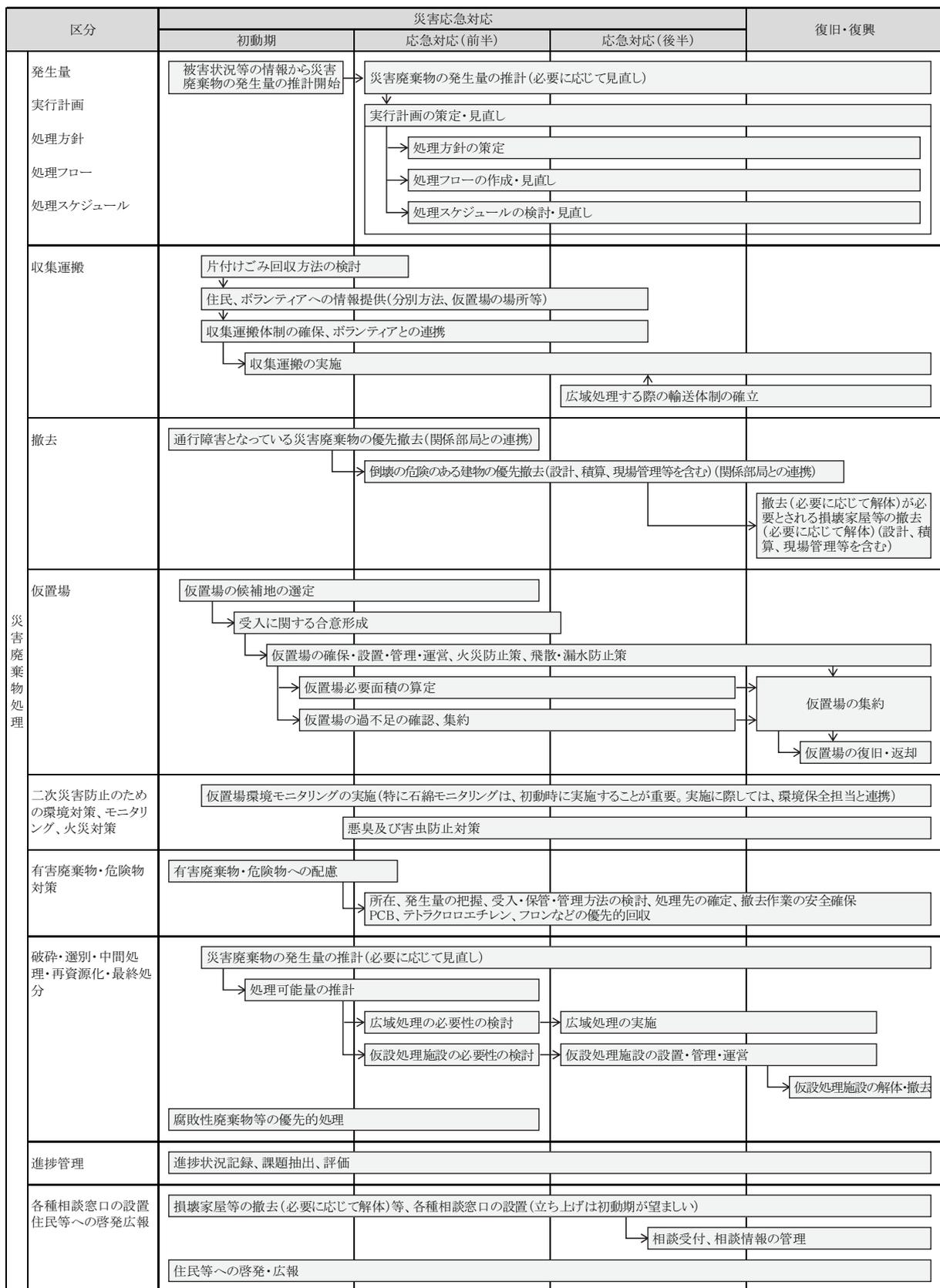
項目	内容
特徴	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理）
対応事項	① 災害廃棄物の適正処理のための二次仮置場の設置 ② 二次仮置場の運営管理（衛生管理、環境モニタリング等） ③ 再生資材の復旧工事への活用 ④ 災害廃棄物処理の進捗管理 ⑤ 広域処理の推進 ⑥ 廃棄物の処理状況に関する広報の実施 ⑦ がれきの撤去の完了、一次仮置場の復旧・返却

#### (5) 復興期

発災後1年から3年程度の期間であり、電気や道路等のライフラインとなる基幹インフラの復旧が完了し、町民や事業者の生活が発災時前の状態に回復していく時期にあります。災害廃棄物や避難所ごみの処理が完了し、平常時の一般廃棄物処理業務が進むよう、以下の事項について対応を進めます。

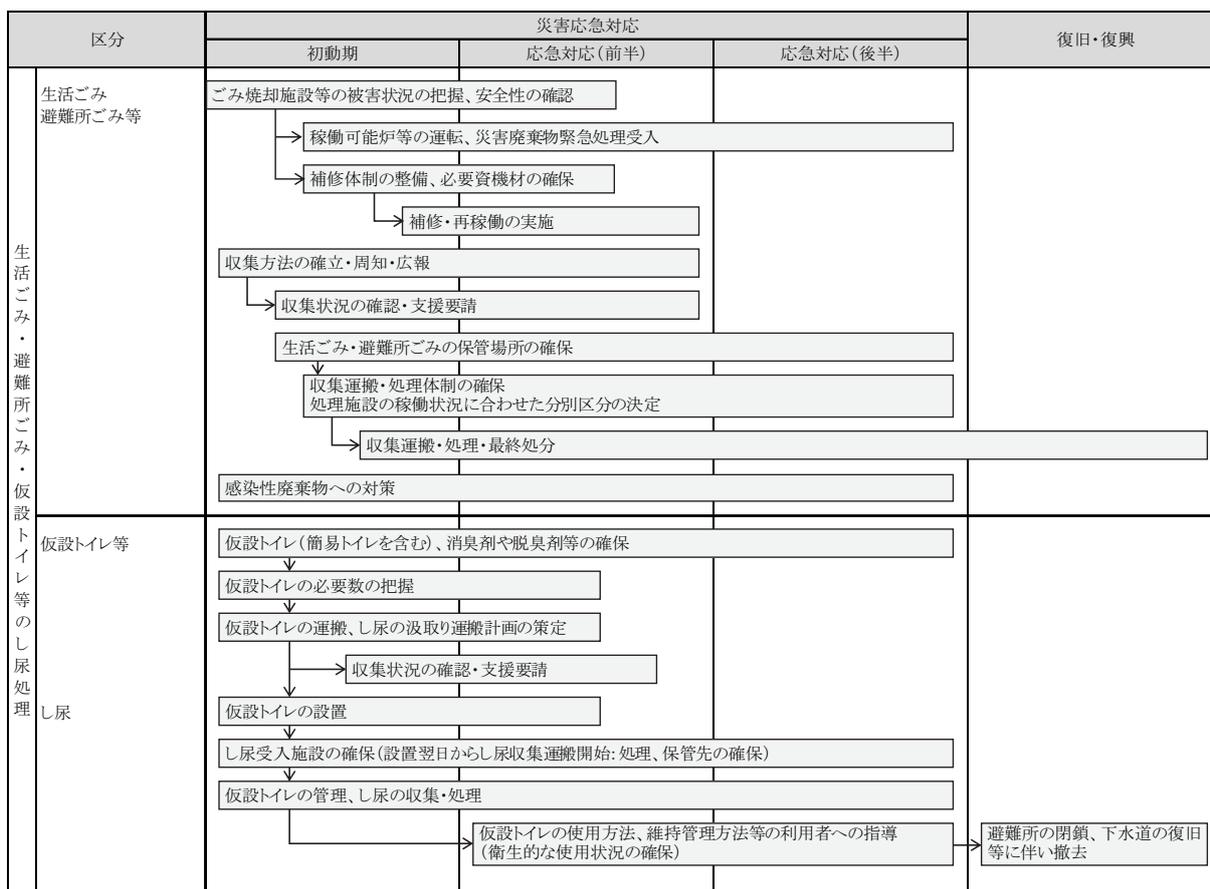
表 2-8 復興期の特徴と対応事項

項目	内容
特徴	発災前の生活に回復する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の処理が完了）
対応事項	① 二次仮置場での災害廃棄物処理の促進 ② 再生資材の復興工事への活用促進 ③ 災害廃棄物処理の進捗管理 ④ 二次仮置場の復旧・返却 ⑤ 廃棄物の処理に関する記録簿等の作成



[資料：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月）]

図 2-2 発災後の事務の流れ（災害廃棄物処理）



[資料：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月）]

図 2-3 発災後の事務の流れ（生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿処理）

## 2. 5 平常時のごみ及びし尿処理フロー

### 1) ごみ処理

図 2-4 に町の平常時のごみ処理フローを示します。町は茅ヶ崎市とごみの共同処理を行っています。町の可燃ごみや不燃ごみ等は、処理委託を行い茅ヶ崎市の環境事業センターで処理を行っています。資源物は寒川広域リサイクルセンターで処理を行っています。なお、寒川広域リサイクルセンターでは茅ヶ崎市の資源物の受入れを行っています。

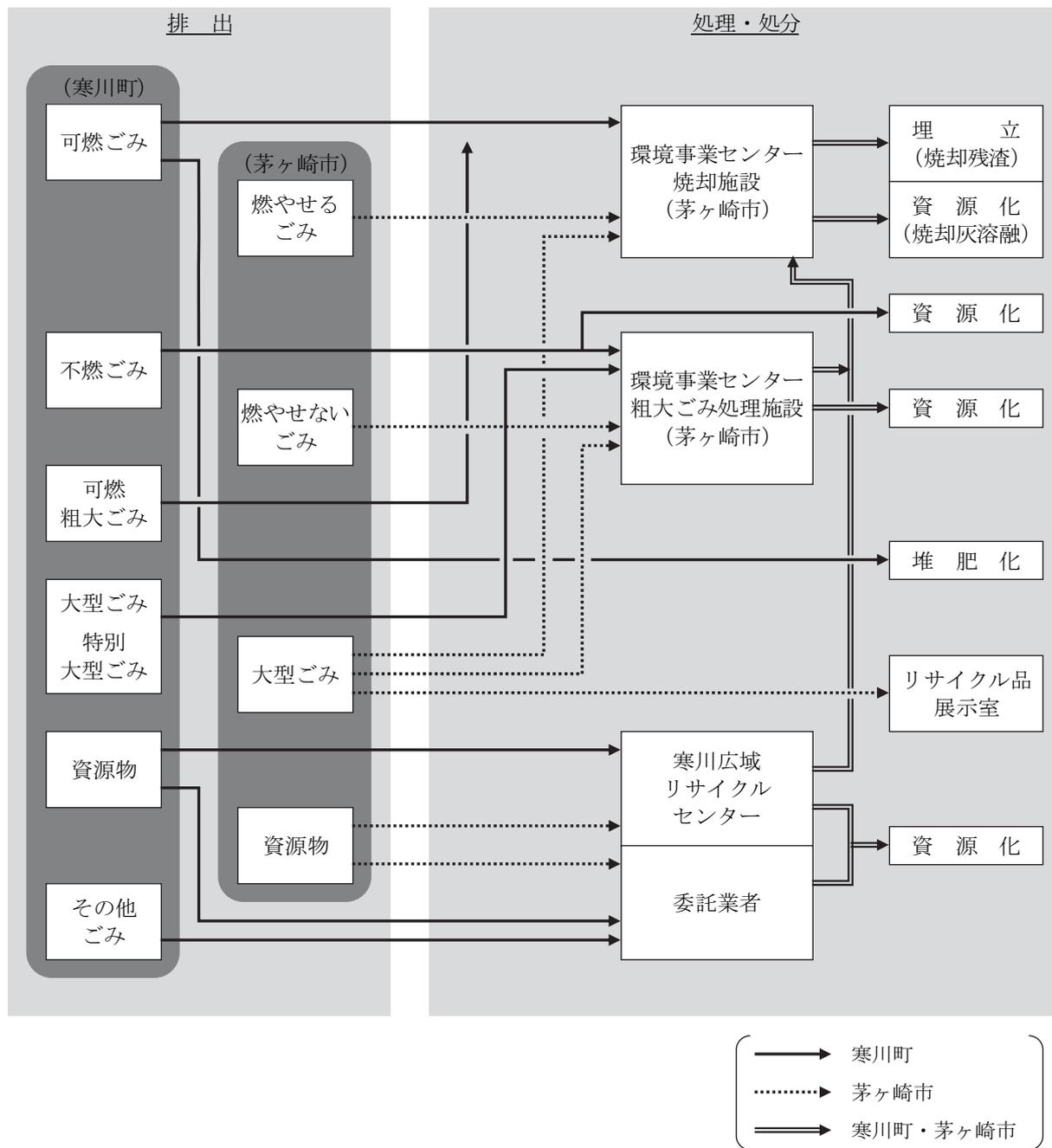


図 2-4 平常時のごみ処理フロー

## 2) し尿処理

図 2-5 に平常時のし尿処理フローを示します。町内で発生するし尿は、寒川町美化センターで処理を行っています。また、寒川町美化センターでは茅ヶ崎市のし尿汲み取り及び浄化槽汚泥の処理も行っています。

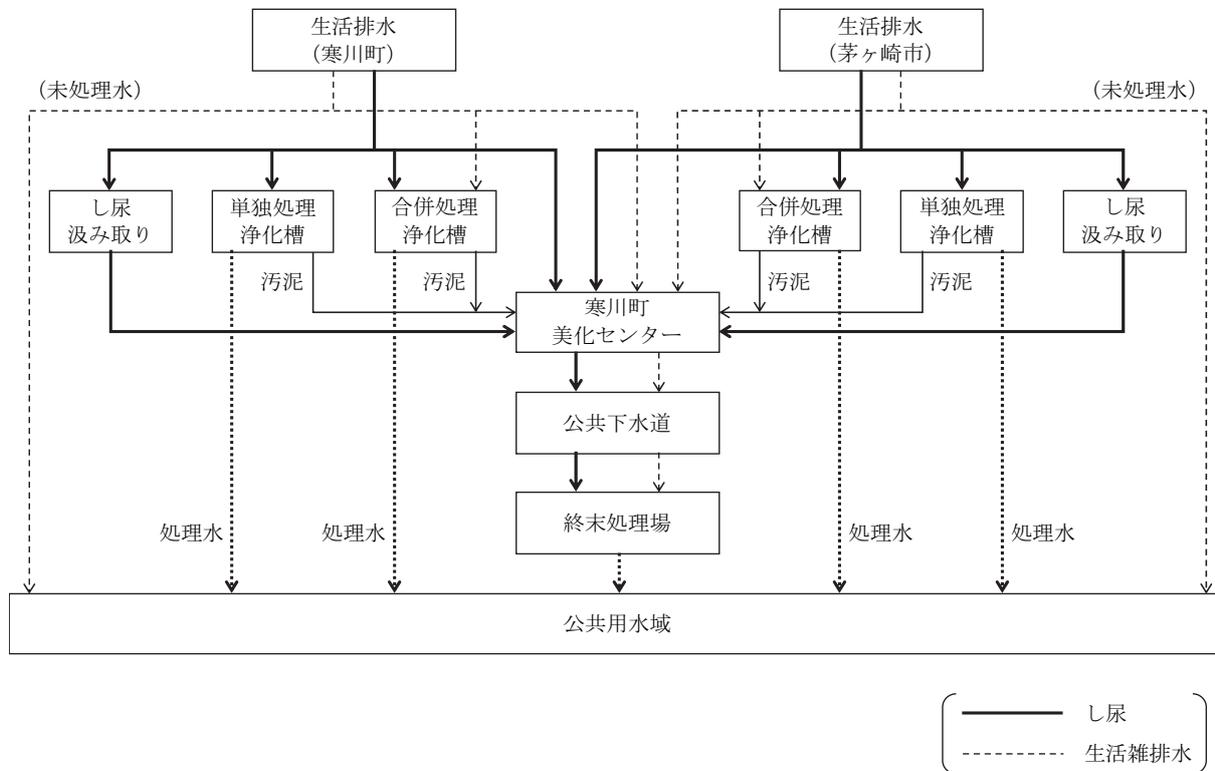


図 2-5 平常時のし尿処理フロー

## 2. 6 対象とする災害

本計画では、地震災害、水害及びその他自然災害を対象とします。

### 1) 地震災害

表 2-9 に対象とする地震を示します。大正型関東地震は、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震で神奈川県内全域に大きな被害が生じる可能性があるため、都心南部直下地震は、国が防災対策の主眼をおく地震としており、発生確率が 30 年間で 70% と高い確率にあるため対象とします。なお、地震災害については、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 2 条第 1 号の定義のとおり、地震等により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。表 2-10 に地震の被害想定を示します。なお、地震等により発生する津波は、町まで到達しないことから対象外とします。

表 2-9 対象とする地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率※
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を 中心に震度 7	30 年以内ほぼ 0%~5% (2 百 年から 4 百年の発生間隔)
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心 に震度 6 強	(南関東地域の M7 クラスの地 震が 30 年間で 70%)

※発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成 27 年 1 月 14 日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成 25 年 12 月）」などによる評価。

[資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）]

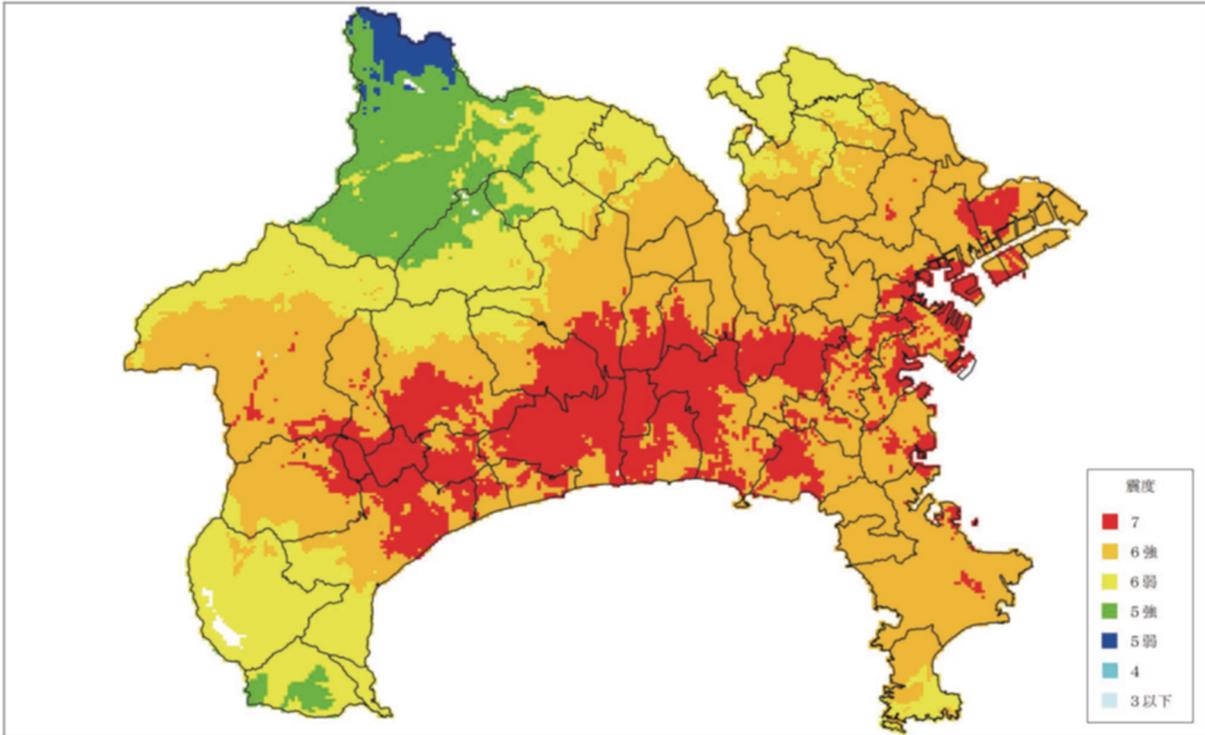
表 2-10 地震の被害想定

対象地震		大正型 関東地震	都心南部 直下地震
建物被害	全壊棟数	4,630	90
	半壊棟数	2,530	650
火災	出火件数（箇所）	20	*
	焼失棟数（棟）	1,260	0
死傷者数（人）	死者数	210	*
	重症者数	140	*
	中等症者数	900	60
	軽症者数	890	110
避難者数（人）	1 日目～3 日目	30,630	1,400
	4 日目～1 週間後	30,130	1,400
	1 ヶ月後	23,920	1,400
帰宅困難者数（人）	直後	2,470	2,470
	1 日後	2,470	0
	2 日後	2,470	0

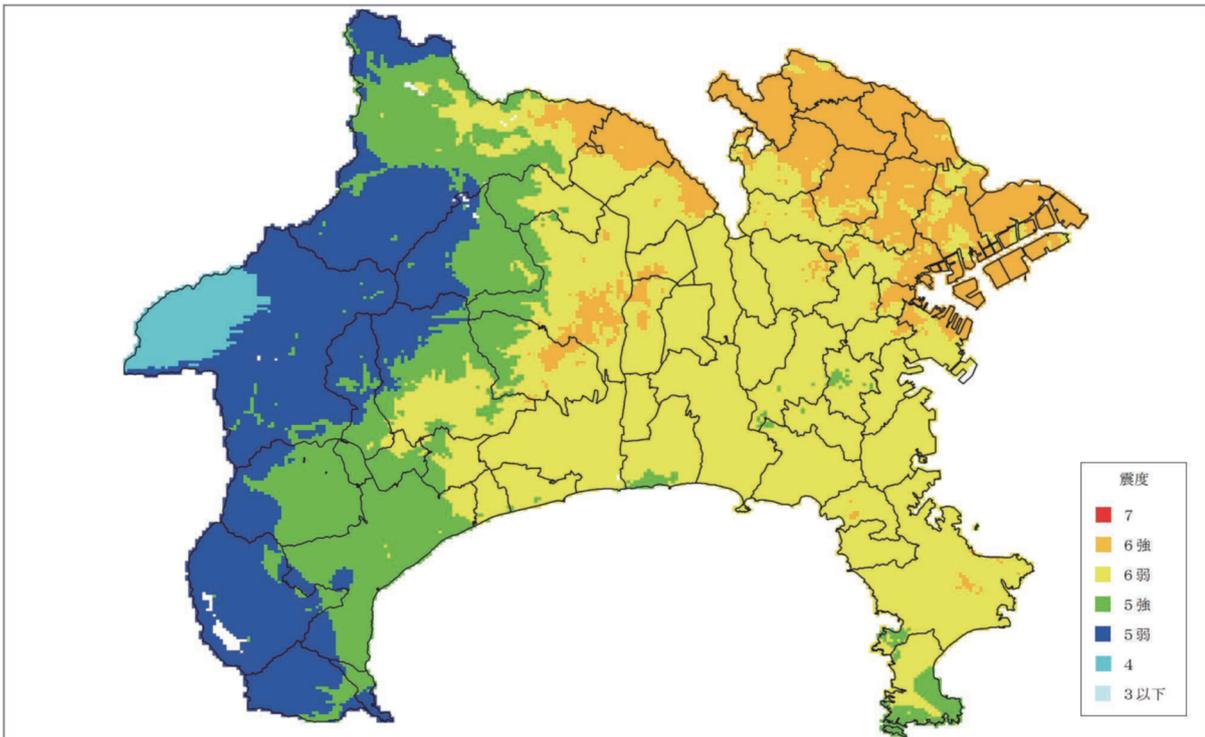
\*：わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0：計算上 0.5 未満は 0

[資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）]

震度分布：大正型関東地震



震度分布：都心南部直下地震



[資料：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）]

図 2-6 地震の被害想定図

## 2) 水害

水害については、大雨、台風などにより生ずる洪水、浸水被害を対象とします。水害の対象とする河川は、町に床上・床下浸水が生じる河川を対象とします。表 2-1 1 に水害の対象河川を示します。また、表 2-1 2 に水害の被害想定を、図 2-7～図 2-9 に浸水区域図を示します。

表 2-1 1 水害の対象河川

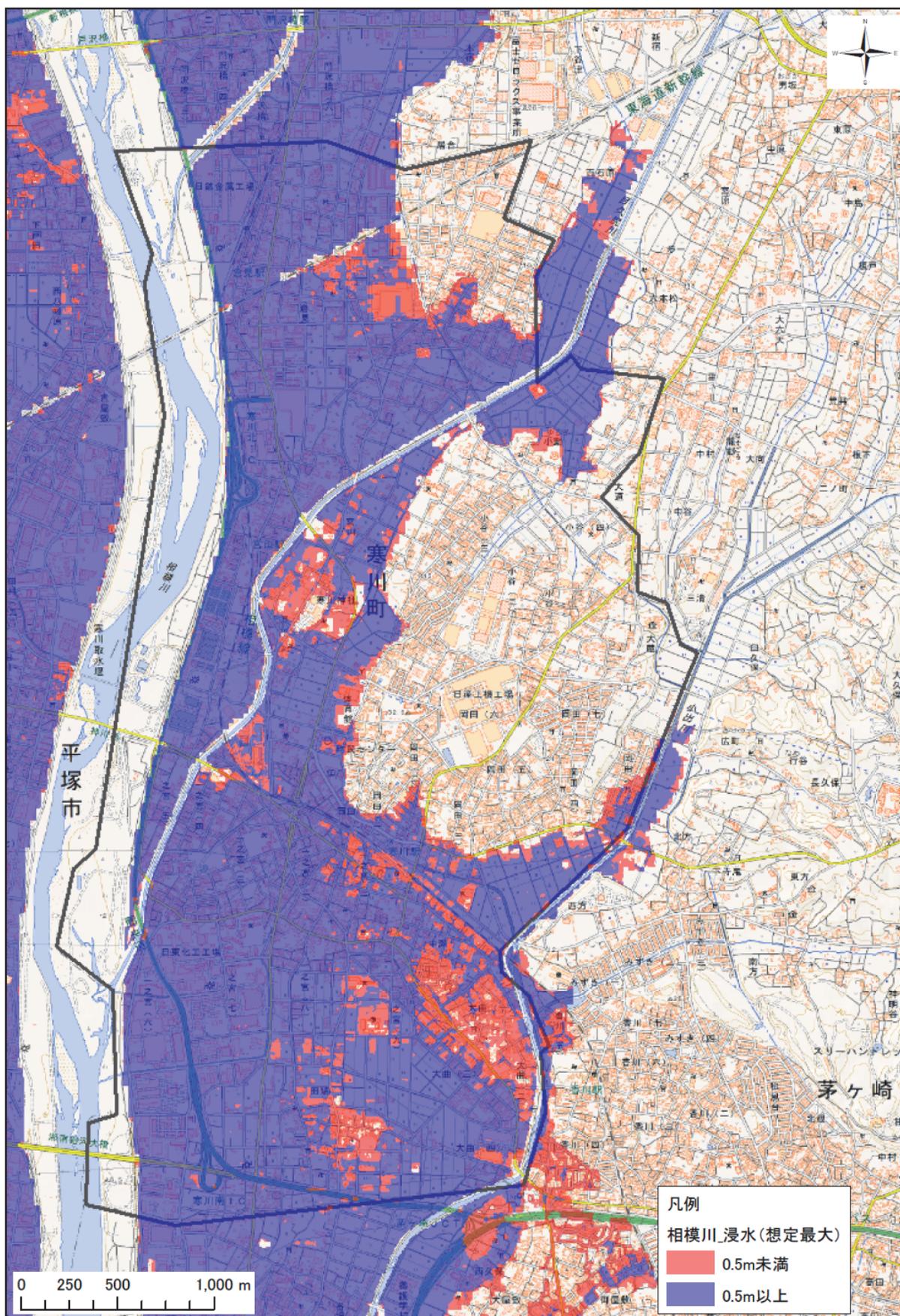
河川名	想定降雨量	関係市町村
相模川	相模川水域の 48 時間総雨量 567 mm	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、寒川町、大磯町、愛川町
小出川	24 時間総雨量 354 mm	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
目久尻川	24 時間総雨量 398 mm	藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町

※永池川は床上・床下浸水の被害が生じないため、対象外とします。

表 2-1 2 水害の被害想定

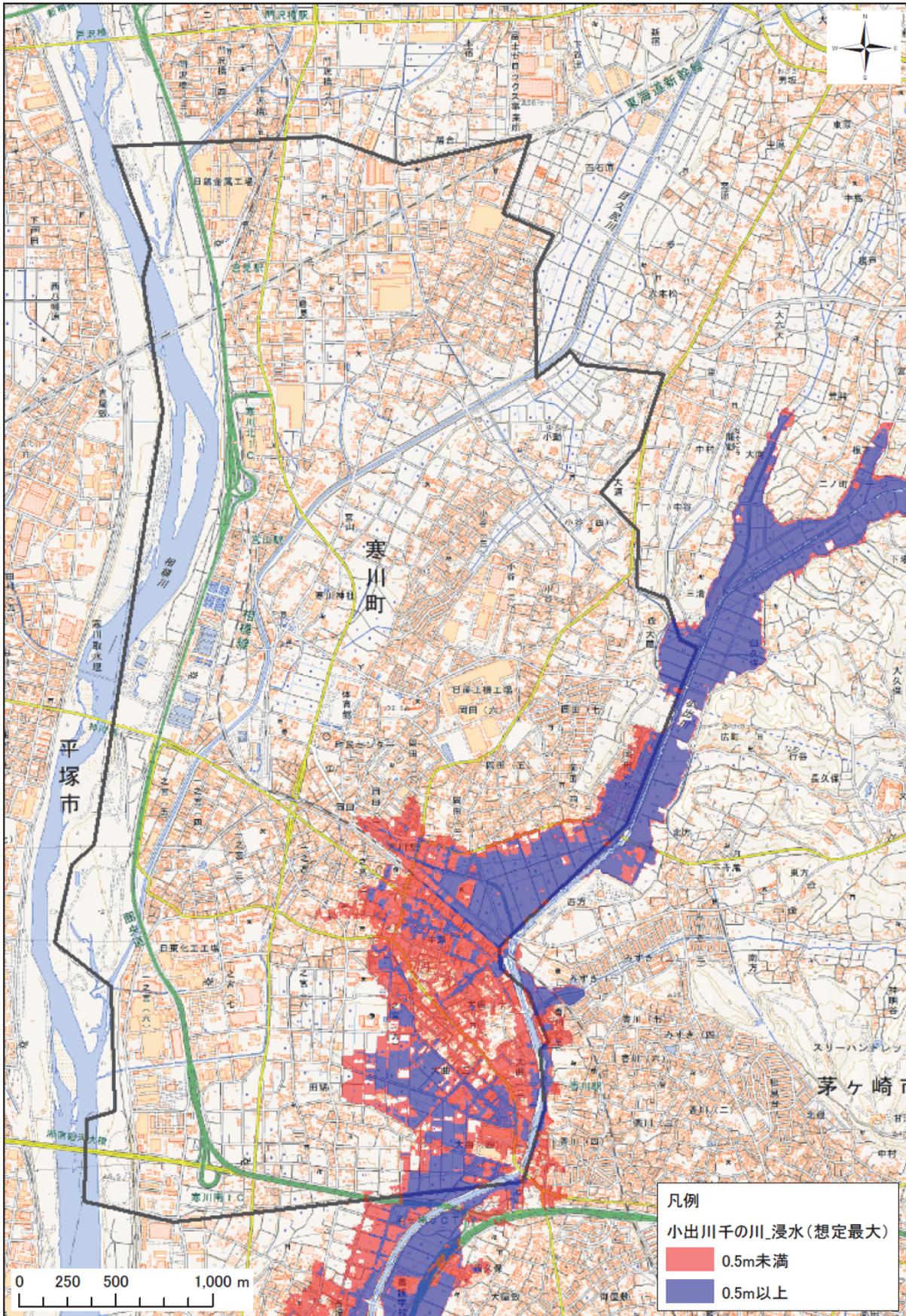
氾濫河川	床上浸水	床下浸水
相模川	9,960世帯	2,270世帯
小出川	1,930世帯	670世帯
目久尻川	3,570世帯	3,610世帯

※平成 27 年の国勢調査の地域メッシュより浸水区域内の世帯数を算出し、算出した世帯数を平成 30 年度の全世帯数から案分しています。



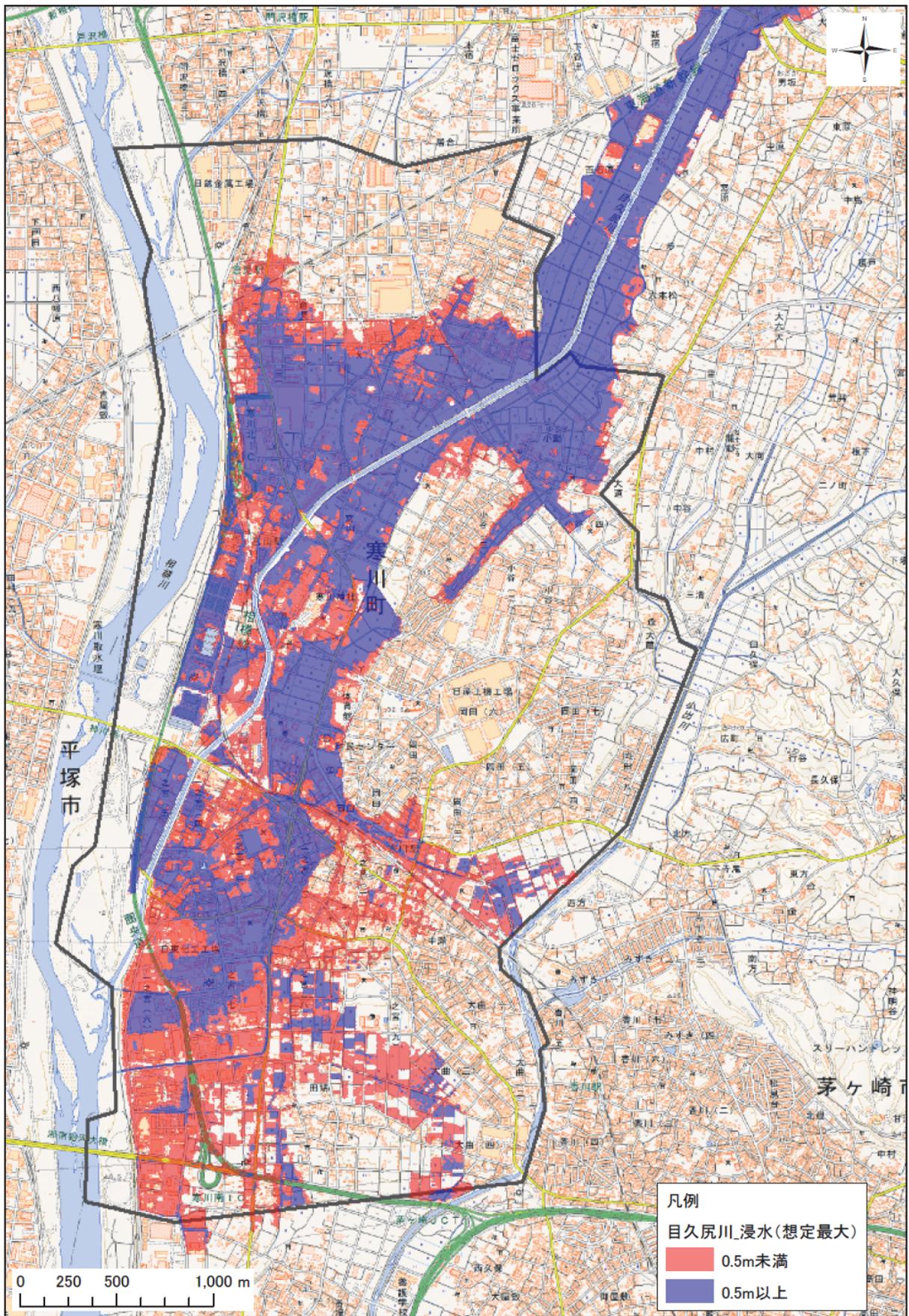
※「相模川水系相模川洪水想定区域図（想定最大規模）」国土交通省関東地方整備局（平成28年5月30日）と神奈川県（平成29年3月31日）の合図を元に作成しています。

図 2-7 相模川の浸水区域図



※「相模川水系小出川・千の川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」神奈川県(平成30年12月21日)を元に作成しています。

図 2-8 小出川の浸水区域図



※「相模川水系目久尻川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」神奈川県（平成 30 年 12 月 21 日）を元に作成しています。

図 2-9 目久尻川の浸水区域図